

住み慣れた地域で安心して暮らすには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 隣のおじいさんはよく散歩に出ていたのに、最近は外で会うことがなくなりました。おじいさんはどうされたと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- 年をとってからあなたはどのような暮らしがしたいですか？
- また、高齢者の悩みにはどのようなものがあるでしょうか？

ワークⅢ 語り合いましょう できること！

- 高齢者が安心して暮らすために、地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

高齢者に関する問題



おじいさん
会わなくなった原因は
いろいろ考えられるのだ！

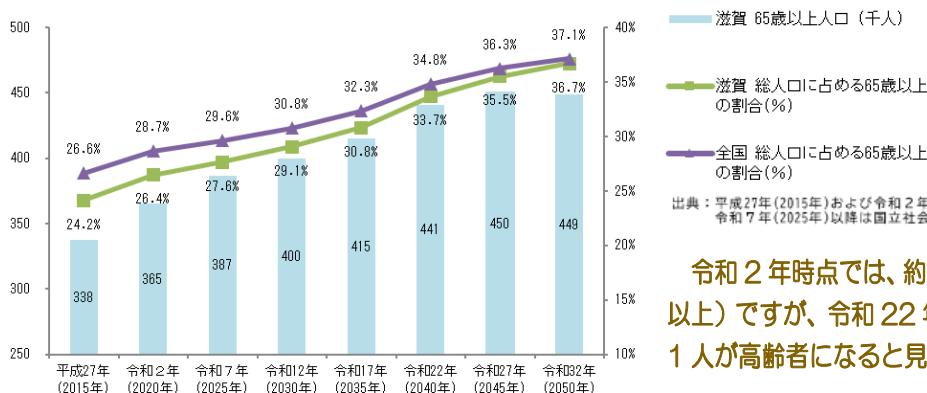


高齢者の意思の尊重

資料② ●今後、行いたい活動



資料③ ●65歳以上人口の推計



YouTube 法務省チャンネル
人権啓発ビデオ
「虐待防止シリーズ」高齢者虐待



出典：平成27年(2015年)および令和2年(2020年)は国勢調査(総務省)
令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年(2023年)推計

令和2年時点では、約3.8人に1人が高齢者(65歳以上)ですが、令和22年(2040年)には、約3人に1人が高齢者になると見込まれています。

語り合いましょう！

一歩、行動に移してみませんか？

カフェやサロンの設置

配食サービス
外出支援

介護者の集い

サークル活動
ボランティアセンター設置

見守り活動
防災マップ作成

介護予防の教室
ラジオ体操の実施

ゴミ出しの手伝い

地域の子どもたちと交流
(掃除、キャンプ、餅つき)

地域で、高齢者とその家族が孤立しないよう普段から声を掛け合いましょう。

また、近所の高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターや社会福祉協議会などに相談しましょう！

①-3 高齢者

1. 目的

高齢化が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかしながら、身体的な機能の低下や認知症などになると支援が必要になってくる場合があります。

このような中で、誰もがいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために地域でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

- 1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。
- 2 資料①を参考にして、高齢者に関する様々なケースについて考えてみましょう。参加者の関心の高い問題（介護や虐待問題等）を中心に話を進めましょう。

«視点1»

- 介護 介護される人の病気や身体症状を正しく理解するとともに、プライバシーの保護に配慮し、相手の気持ちを大切にして介護をしましょう。また、介護者の人権にも留意しましょう。一人で介護している場合など、介護者が精神的に追い込まれる場合もあります。介護者が相談できる窓口などを紹介（相談窓口一覧へ）するとともに、地域で介護者を支援する取組を考えましょう。
- 虐待 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第7条1項では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とされています（通報義務）。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、「速やかに市町村に通報するよう努めなければならない」（法第7条2項）とされています（通報努力義務）。なお、法第8条では、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、通報者に関する情報が漏れることはありません。このように、虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合、虐待が行われていることが確定的でなくても通報すべきとされており、早期発見によって深刻な事態を回避することが大切です。認知症は、いろいろな原因で、脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなったりするために認知機能（物事を覚えたり、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えたりする頭の働き）に障害が起こっている状態をいいます。原因となる病気によって症状の出方に違いがありますが、「新しい情報を記憶できない」等の症状によって日常生活や社会生活に支障が出てきます。まずは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域全体で見守ることができるような取組が求められています。
- 就職 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができるよう、企業に対して65歳までの取組を義務に、70歳までの取組を努力義務にしています。高齢者が働きやすい環境をつくるために必要なことを考えてみましょう。

- 1 資料②を参考にして、高齢期に取り組みたい活動について意見を聞いてみましょう。

- 2 また、高齢者の困りごとにはどのようなものがあるかを考えてみましょう。

«視点2» 高齢になっても仕事を持ち、社会活動に参加したいと考えている人は多くいます（資料②）。そのような活動をするのに高齢者にはどのような困りごとがあるのか考え、支援につなげていきます。

- 1 まず資料③を参考にし、高齢化の進行状況を確認しましょう。

- 2 高齢化が進む中、地域でどのような支援が求められているか、地域で取り組んでいること、更にできることについて語り合いましょう。

«視点3» 地域によっては既に様々な取組が行われている事例があります。成功例や失敗例、現在の課題などについて話し合います。

«視点4» 高齢者虐待などが疑われる場合は、市町の窓口（地域包括支援センターなど）に連絡するように伝えます。また、介護等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。

3. より深く学ぶために（資料）

・「知りたいことがQ&Aでわかるみんなで学ぶ認知症の本」（東京法規出版）

・介護予防に関するリーフレット、資料 | 滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouriryoushukushi/koureisya/15718.html>

滋賀県高齢者福祉・介護

